

公的個人認証サービス民間活用ユースケース調査結果

項番	ユースケース	サービス概要	適用分野							公的個人認証サービスの機能			導入のメリット（利用者）		導入のメリット（事業者）		想定される課題（技術面・ルール面）	共通プラットフォームの必要性	備考等自由記述
			金融	決済	医療	CATV	郵便	その他	本人確認	変更確認	資格確認	現状業務から見て便利になること 将来サービスを見越して便利になること	現状業務から見て便利になること 将来サービスを見越して便利になること						
1	銀行業務における本人確認が必要な取引全般（項番2と同旨）	口座開設のみならず、10万円以上の振込取引など本人確認が必要な取引は極めて多く、運転免許証、保険証の提示など不安となり、顧客利便に欠ける。	○							○					銀行としての事務の効率化、確認記録所の保管不安など効率化効果極めて大。		—	—	関係当局との調整が必要
2	犯罪収益移転防止法で規定される取引をはじめ、利用者受益のための多くのサービス（項番1と同旨）	窓口での本人確認時のエビデンスの電子化、インターネット経由での本人確認	○							○				成りすまされることの抑止	本人確認エビデンスの事務の効率化、ネット経由サービスへの対応等	事業者が整備に踏み切れるようなガイドラインの整備等		必要性「あり」。 業界団体等（中小規模の事業者によるJPKI活用のハードルが下がるのではないかな）	電子署名での本人確認（同意）～利用者証明での資格確認（認証）でのサービス利用を一連化する事で、導入検討上の整理すべきポイントが効果的に検討できるのではないかな
3	生命保険加入時の本人確認での利用	生保レディが新規契約者に対して、タブレット等で契約手続きをフォローする際に、現状は免許証等の本人確認書類を新規契約者に郵送してもらっているが、個人番号カード活用して、その場で本人確認を行う	○							○				窓口へ本人確認書類を持参することや、本人確認書類のコピーおよび郵送の手間が省ける	申請内容と本人確認書類の突合や本人確認書類の保管コスト等が削減される		—	必要性「あり」。 生保業界全体としても本人確認に対する業務コストがかかっている、かつ本人確認業務が非競争領域であることから共通プラットフォーム化する意味があると考えられる	犯罪収益移転防止法の改正等が必要
4	金融機関の施設を住民サービスの拠点として「公的証明書交付」、「電子申請手続き」を実現	金融機関の施設に自治体共通の行政KIOSK等を設置し、マイナンバーカードの公的個人認証サービス（電子署名）を利用し公的証明書の交付、電子申請手続きを実施。交付に必要な手数料はキャッシュカードにてその場で決済。	○							○	○			地域住民にとっては、金融取引で必要となる各種公的証明書を取りの現場で交付してもらえることで、複数の箇所に通って手続きをすることがなくなり、手間が大幅に省ける。例として、NISA（少額投資非課税制度）口座の開設において、住民は金融機関で住民票を取得できれば、そのまま口座開設の手続きへと進むことができ、住民の手続き負担が大幅に改善。	銀行のメリット： 来訪が減った金融機関の施設に再び住民を呼び戻す可能性がある。例として、NISA取引で口座開設を検討する住民が取引相談～住民票交付～口座開設と手続き完了まで円滑に進められることで、手続き中断によって機会を損なう危険がなくなり新たな取引へとつなげられる機会創出の効果がある。	証明書交付に掛かる下りのインターフェースの他に、電子申請の上りのインターフェースが必要。そのため、LASDEC様にてご対応頂くか、あるいは電子申請用の共同受付サイト設けて、そこ経由で各自自治体に連携させるかの仕組みの検討が必要。	—	—	—
5	銀行内業務での利用	利用者が住所等、基本情報変更手続きを失念することを考慮し、公的個人認証サービスを利用して利用者基本情報に変更が発生しているか調査する	○											変更手続きを失念していた場合、銀行よりPUSH型で変更手続の案内が可能となるため、顧客は各種通知物を確実に受け取ることができる	利用者の所在を適切に管理することできめ細やかなサービスを提供できることや、所在不明となった利用者の調査確認作業を合理化できる		—	—	—
6	生保内業務での利用	利用者が住所等、基本情報変更手続きを失念することを考慮し、公的個人認証サービスを利用して利用者基本情報に変更が発生しているか調査する	○											変更手続きを失念していた場合、生命保険会社よりPUSH型で変更手続の案内を受け取ることができるため、確定申告漏れ等を防止することができる（生命保険料控除証明書の通知等）	契約者の所在を適切に管理することできめ細やかなサービスを提供できることや、所在不明となった契約者の調査稼働等を削減できる		—	必要性「あり」。 生保業界全体としても本人確認に対する業務コストがかかっている、かつ本人確認業務が非競争領域であることから共通プラットフォーム化する意味があると考えられる	—
7	銀行口座保持者の資格確認	JPKIによる本人確認と連動して、本人が利用している銀行、口座番号等の資格情報を入手可能とする。マイナンバーカードをキャッシュカードの代わりに利用可能とする。	○											各種オンライン決済などに広く利用可能である。また、他の資格確認と連携することで、例えば医療機関での保険証確認、支払といった一連の流れをワンストップ化することができる。	キャッシュカード、デビット等の利用、特にオンラインでの利用の利便性が上がり、利用されやすくなる。	資格情報の入手方法、認証結果の連携、API等の検討が必要	—	—	—
8	インターネット銀行・証券のログインや、高額対価品と交換可能なポイントサービスのログイン等	高セキュリティ、標準的な操作でのオンライン認証	○											各社のサービスへの操作の流れが共通化されると、複数社のサービス利用ユーザにとって利便性が向上する	成りすまし認証の抑制につながる		—	—	—
9	クレジットカードのオンライン申込	クレジットカード発行にて本人限定受取郵便にて発送し、本人確認を行う	○											本人不在時の受取が可能となり、再配達や郵便局への受取が不要となる	本人限定受取郵便のコスト削減		—	—	—
10	カードホルダーの住所変更時の確認	住所変更に伴う請求書戻り、更新カード戻りの際に行う変更確認調査業務	○											変更失念した際に発生する請求額確認の漏れやカードの未取得防止	・上記ケースにおける未払いリスクと回収コストの削減		—	—	—
11	クレジットカード加入者の資格確認	JPKIによる本人確認と連動して、本人が利用しているクレジットカード会社、会員番号等の資格情報を入手可能とする。マイナンバーカードをクレジットカードの代わりに利用可能とする。	○											各種オンライン決済などに広く利用可能である。また、他の資格確認と連携することで、例えば医療機関での保険証確認、支払といった一連の流れをワンストップ化することができる。	クレジットカードの利用、特にオンラインでの利用の利便性が上がり、利用されやすくなる。	資格情報の入手方法、認証結果の連携、API等の検討が必要	—	—	—
12	オンライン上でのカード即時発行	審査後にカード番号をユーザーが即時に受け取れる、又は電子証明書の発行番号にカード番号を紐付けることで審査終了後に即利用可能とする	○											プラスチックカードが手元に届く前にオンライン決済が可能となる	消費の場面でカード発行が可能となり、募集チャネルやシーンが拡大されると共に、即利用が見込める		—	—	—

公的個人認証サービス民間活用ユースケース調査結果

項番	ユースケース	サービス概要	適用分野							公的個人認証サービスの機能			導入のメリット（利用者）		導入のメリット（事業者）		想定される課題（技術面・ルール面）	共通プラットフォームの必要性	備考等自由記述
			金融	決済	医療	CATV	郵便	その他	本人確認	変更確認	資格確認	現状業務から見て便利になること	将来サービスを見越して便利になること	現状業務から見て便利になること	将来サービスを見越して便利になること				
13	医療機関窓口における本人確認（項番14と一部同旨）	医療機関の受診の際、健康保険証に代わるメディアとして番号カードを提示。 番号カード内のJPKI認証用証明書を用いて本人確認を行う。 セキュアな本人確認が可能となることで、電子処方箋等の電子的な記録を個人に紐づけて管理することが可能となる。これにより、例えば電子お薬手帳のような記録管理や電子予防接種履歴のような履歴管理に活用することが可能となる。 さらに、確実な本人確認が可能となることで、本人同意に基づいて電子処方箋を薬局等に開示して、電子的な処方箋の連携を行うことが可能となる。 具体的には、医療機関でカードによる本人確認ののち、診療を受け、処方箋を電子処方箋として受ける。電子処方箋はクラウド上のしるべきエリアに保管される。 薬局におもむき、カードを提示して電子処方箋の入手を許可することで、薬局は保管された電子処方箋をダウンロードし処方を行う。予防接種種等においても、電子的に記録を行い、必要な際カードを提示してアクセスを許可することで過去にどの様な処置を受けられているかなどの参照が可能となり、安全な医療を受けることが可能となる。本人確認結果をクレジットカードや銀行口座などの決済機能と連携させることで本人負担額の支払いをワンストップで実現することも考えられる。												住民は健康保険証被保険者としての資格確認機能と組み合わせることで健康保険証を携帯しなくても、いつでも医療を受けることが可能となる。 お薬手帳や母子手帳などを携帯しなくても、過去の記録を確実に確認することができ、安心して医療を受けることができる。 電子処方箋を薬局と連携することでペーパーレスを実現し、利便性を高めることができる。 決済と連携することで費用支払いも簡略化し、例えば支払いはのために待ち時間を取られるとなくなったこととなる	現実的な本人確認にもとづいて、過去の処方や予防接種のデータを確認することができ、安全な医療行為が可能となる。 決済等と連携することで窓口事務を軽減し、迅速、低コストな患者対応が可能となる。 薬局等は電子処方箋を安全確実に受け取ることで事務処理の効率化を図ることが可能となる。	本人確認結果と保健、決済等の資格確認を確実にリンクさせる必要がある。 決済との連携において、市民が支払を待たずに帰宅する。例えば治療が終わった処方箋受け取りや支払のためにとどまらず、そのまま帰宅するといった運用を考える場合、従来通りの方法で処方箋を受ける患者と区分けし、混雑のないように処理するためのルール設定や周知、啓発活動が必要となる。	-	-	
14	医療保険の資格確認と地域医療サービス（処方箋の電子化）における患者の本人確認（項番13と同旨）	公的個人認証カードを健康保険被保険者証、また地域医療カードとして使い、医療機関、薬局での処方箋の電子化による地域医療サービスにおいて、公的個人認証の認証用証明書により医療機関、薬局での医療保険の資格確認と患者の処方箋情報、調剤実施情報に患者IDを紐づけるための本人確認を行う。												地域住民にとっては、健康保険証や地域医療カードが公的個人認証カードに集約されれば、利便性が向上する。	医療資格確認が、即時に出来ることにより医療費のとりばぐれが避けられる。 複数のカードによる窓口の運用を改善できれば、事務の効率化と患者の満足度を向上させることが出来る。	①既存の地域医療ICカード（ID認証方式）と公的個人認証カード（電子証明書認証方式）を用いた医療機関、薬局窓口での本人確認や資格確認等、性能運用性の比較による実導入時の課題検証。 ②医療機関、薬局でのネットワーク（VPN、インターネット）利用に係わるセキュリティの課題検証。 ③複数のカード（健康保険被保険者証、診療券、処方箋の電子化用カード）が公的個人認証カード1枚に集約した場合の患者、医療機関、薬局での利便性の検証。 ④患者の緊急時や高齢者等によるPIN番号忘却によりカード運用が停止しない様にPIN無運用の利便性とセキュリティ上の課題の検証。 ⑤医療機関の病歴情報システム（HIS）、薬局の調剤システムへの公的個人認証機能の取り込みの検討	必要性「あり」。 実現に当たり、地域医療間の格差を無くすために全国規模での共通プラットフォームにおける「本人確認」機能と保険資格確認機能が必要。保険資格確認機能に関しては、国保連、健保連等が運用主体として想定される。また、処方箋の電子化も、2次医療圏を跨って患者が移動することを考えると、3次医療圏単位でシステムが整備されるまで、3次医療圏間は、処方箋関連情報交換の仕組みが必要。	将来的には、公的個人認証カードを地域住民全員が持ち、地域医療連携システム（病棟、病診連携）の共通診療券として活用することにより地域医療の質の向上を図りたい。また、実導入の検討に向けては、地元医師会、地元薬剤師会、市町村（市民課、国民健康保険課、健康福祉課）、医療保険者、審査支払機関、HISベンダ、調剤ベンダ等の協力が必要である。	
15	健康保険被保険者の資格確認	JPKIによる本人確認と連動して、本人が加入している健康保険組合、被保険者番号等の資格情報を入手可能とする。												健康保険証を携帯していなくても被保険者としての資格を証明できる。 健康保険証を持ち歩かなくても医療行為を受けることができる。	健康保険証の忘れによる資格確認不能がへる。 資格確認をオンラインで行える場合、リアルタイムの資格確認が可能であり、確認のレベルが上がる。	資格情報の入手方法、認証結果の連携、API等の検討が必要。	-	-	
16	ケーブルテレビセットトップボックスによる本人確認	ケーブルテレビのセットトップボックスを利用して本人確認を行う。 JPKIを用いた確実な本人確認を確保することで、ケーブルテレビ網を利用した行政等の各種サービスへのログイン、アクセスの管理を円滑化する。 例えば、ケーブルテレビの情報番組や文字放送等を活用して行政からの講座やイベントの案内などを行い、その場でセットトップボックスを操作して申し込みページにアクセスして申し込みを実施するといったサービスが考えられる。 この際、確実な本人確認にもとづく申し込みページへのアクセスを可能とすることで、例えば住民限定の申込みといった個人属性に応じたあつかいなども可能となる。 また、決済と連携することで施設の利用料などの支払いにも連動可能である。 通知として、税の督促といったものも考えられ、これらも決済と連携することで、その場で支払いを済ませることが可能となる。												パソコンやスマートフォンなどを操作しなくても、テレビだけで各種手続きが可能となる。 行政からのお知らせに気づきやすくなることで、利便性が向上する。 本人確認に複雑な手順がいらず、IDを覚えると言った手間も削減される。 JPKIを利用することで事前のアカウント登録といった手間からも解放される。 本人確認が確実なことで、住民の氏名の入力といった手間の削減効果が期待できる。	テレビを用いた情報発信のみならず、住民からのレスポンスを可能とすることで利便性を高め、住民参加を促進することができる。 納付等の行為を簡易化することで納付率の向上が期待できる。 ユニバーサル性の比較的高い住民向けのチャンネルを獲得することができる。 確実な本人確認に基づき、住民の属性に応じたきめ細かいサービスに発展させることが期待される。	自治体の決済に活用するばあい、クレジット決済とうに自治体側が対応する必要がある。 申込み等に認証用証明のみ利用し、電子署名を省略することも考えられるが、その場合、申込み行為の妥当性を認めるルール面での取り決めが必要になると考えられる。	必要性「あり」。 ケーブルテレビ連盟等JPKIの証明書検証を各ケーブルテレビ会社が行うことは非効率であるとともに、ケーブルテレビ会社ごとにセキュリティレベル等にばらつきが出ることは社会インフラとして本人確認基盤を位置づけるにあって好ましくない。 共通プラットフォームとしてケーブルテレビ連携などのとりまとめ機関が証明書検証を行うモデルとすることでこれを解消できる。	-	-
17	「本人限定受取郵便」の本人確認業務での利用	郵便をご利用の企業様（金融機関）等が、犯罪収益転防止法に求められる本人確認のために「本人限定受取郵便」を利用してカード等を送付されており、弊社配達員が軒先で受取人の身分証明書を確認の上、確認情報を差出人様に電子データで提供している。 個人番号カードが普及することを前提にすると、配達員の携帯端末によって個人番号カードのIC情報を読み取り、その情報を電子的に差出人へ提供できる可能性がある。 また、本人限定受取郵便において企業様へ本人確認データを連携している既存の仕組みを拡張するなどして、オンラインで、JPKIによる本人確認を代行するサービスの提供が可能であるかもしれない。												・自宅でのICカードを読み取り可能な端末を保有していても、個人番号カードによる本人確認が可能（ただし個人ユーザー＝受取人にとっては、従来から目視確認による本人確認が可能であるため、大きなメリットとは言えない） ・オンラインでの本人確認代行は、各種サービス（クレジットカード、ネットバンク等）を利用するに当たり、本人確認プロセスを迅速化し得る。	・ICカードによる確認は、業務コストを軽減し、確認のヒューマンエラーを容易に防止できる可能性がある。 ・オンラインでの本人確認代行は、郵便差出企業様システム連携を行うなどして、迅速かつ確実な本人確認オペレーションを低コストで提供できる可能性がある。	・携帯端末へのカード読み取り機能の実装に、相当程度の投資コストが必要と考えられる。 ・個人番号カードの証明書の検証に必要な仕組みを設けるのに、投資コストが必要であると考えられる。 ・本人限定受取郵便によるカード等の配送は、犯罪収益転防止法に基づいて行なわれているもので、同法上認められた手段となっている必要がある。 ・PINが必要であるとした場合、ユーザーが覚えていない可能性がある。	必要性「なし」。	-	
18	郵便物受渡の際の本人確認（偽造防止）	不在持ち戻りとなった郵便物等を郵便局の窓口において交付する際に、免許証などによる本人確認を実施する場合があるが、この際、偽造された本人確認証を用いた郵便物の詐取を防止する必要があり、個人番号カードの偽造の有無を電子的に確認することができれば、いっそう厳格な本人確認が可能となる。												・本人確認の精度の向上（偽造身分証による郵便物の詐取の防止）	・本人確認の精度の向上（偽造身分証による郵便物の詐取の防止）	・IC情報の読取機器の設置等に、相当程度の投資コストが必要と考えられる。 ・PINが必要であるとした場合、ユーザーが覚えていない可能性がある。	必要性「なし」。	-	

公的個人認証サービス民間活用ユースケース調査結果

項番	ユースケース	サービス概要	適用分野							公的個人認証サービスの機能			導入のメリット（利用者）		導入のメリット（事業者）		想定される課題（技術面・ルール面）	共通プラットフォームの必要性	備考等自由記述
			金融	決済	医療	CATV	郵便	その他	本人確認	変更確認	資格確認	現状業務から見て便利になること 将来サービスを見越して便利になること	現状業務から見て便利になること 将来サービスを見越して便利になること	想定される課題（技術面・ルール面）	共通プラットフォームの必要性				
19	個人番号カードと利用者証明用電子証明書を利用した社内システムへのログイン認証での利用	現在のIC社員証カードに代わって、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用し、社内システムへのログイン認証等をJPKIにて実施。個人番号カードの利用者証明用シリアル番号と社員IDの紐づけ情報により、IDの入力無くログインを可能とする								○				○	ID等の入力簡素化、パスワード忘れやパスワード変更対応等の稼働削減	社員証カード発行コスト削減、社内認証システムのコスト軽減、社内システムアクセス等でのセキュリティ強化	-	-	将来的には、健康保険証の代わりに個人番号カードで保険資格確認なども行えばより利便性向上を図ることが可能。
20	マイポータルでの金融機関向けワンストップ申請での利用	複数の契約を有する場合などワンストップで保険の給付申請等の手続きをマイポータルから電子署名にて実施	○							○	○				保険などの契約状況が不明な場合でも民間への保険申請などの手続きが可能、複数契約がある場合に一括して申請が可能となり、申請漏れの防止	保険給付対象者からの手続きの問い合わせ稼働や給付対象者の追跡コスト削減、給付漏れ防止	-	-	-
21	マイポータルにおける異動情報の通知での利用	氏名、住所等の変更の場合にJPKIの失効情報を元にマイポータルからの通知を受けて本人が住所情報を更新し、更新した情報をもとに各民間サイトにワンストップで異動情報を連絡する								○			○	民間企業へそれぞれ異動情報を申請の簡素化、変更漏れの防止	最新の情報への更新が可能となり現況確認の稼働コスト軽減、郵送等不達や再配達などのコスト削減	-	-	-	
22	マイポータルでの個人向け各種情報の記録と閲覧での利用	個人向けに民間および行政から送付される各種情報（公的証明、納税通知、電子契約書など）がマイポータルと連携する個人ストレージベースに記録され、マイポータルからの通知を元に、記録された情報への閲覧等を行う								○			○	本人しか取得できない各種電子書類などを一括で受け取れ各種申請などに活用でき、自身が取得した情報の履歴が閲覧できる	郵送コストや紛失などの紙での再発行のコスト削減	保存された情報の管理責任、利用責任の明確化。データの申請などの利用時における情報開示（提供）管理機能など情報ライフサイクルを如何に管理するか。安全なデータ保全方法。等	-	-	-
23	避難所の受付、家族の安否確認での利用	避難所や一時滞在場所における避難者名簿作成や、避難者に対する親戚/知人への安否情報提供のツールとして利用する								○			○	PC操作に不慣れな子供・高齢者でも氏名住所等の記入が不要となる	避難所名簿作成の効率化が図れるとともに、民間等の安否登録サービスへの即時登録が可能となる	避難所での名簿情報による安否登録サービスへの情報の受け渡し内容。	可能性あり。自治体等から委託を受けて資格確認を実施する場合。	自治体等での利用であるため、本人確認・変更確認は通常業務として実施済みと仮定した。	
24	ケーブルテレビにおける公的個人認証サービスの活用	セットトップボックスにカードを挿し込み認証を行うことで、医療費情報やジェネリック情報等の提供や、各種通知・お知らせの提供、E-Cサービス等の月々の料金の代行決済等、ケーブルテレビ網を通じて様々なサービスを提供する。				○	○						○	ユーザーのID等の入力簡素化等、特にPCに不慣れな利用者にとって利便性が向上する	確実な本人確認に基づいてサービスを提供することが可能となる	・認証局とのやり取りによって生ずるコストと必要作業 ・資格確認の機能を使った各システム、E-Cサイトとの連携方法 ・使いやすいユーザーインターフェースの整備	必要性「あり」 中小規模の事業者による公的個人認証サービス活用のハードルが下がるため	-	
25	各種事務手続き時の本人（請求意思）確認	契約加入後の各種事務手続き時には、手続き権利者の請求意思としての本人確認を実施している	○								○			公的証明書のコピー等の提出の手間削減	保険会社メリット：書類の取り寄せ漏れや提出書類の点検・保管負荷の軽減	技術面・オンラインのID情報の有効・無効チェック機能	-	-	
26	生保内業務での契約者情報の変更有無確認	契約者が住所等、基本情報変更手続を失念することを考慮し、公的個人認証サービスを利用して利用者基本情報に変更が発生しているか調査する	○										○	契約者が変更手続を失念していた場合、生命保険会社からPUSH型で変更手続の案内を受け取ることができるため、確定申告漏れ等を防止することができる（生命保険料控除証明書の通知等）	契約者情報の変更有無や、変更理由を適切に管理・連携することで、きめ細やかなサービスを提供することができる 所在不明となった契約者の調査稼働等を削減できる	-	必要性「あり」。 生保業界全体としても本人確認に対する業務コストがかかっており、かつ本人確認業務が非競争領域であることから共通プラットフォーム化する意味がある		